

館山市と大塚製薬株式会社との市民の健康増進等に関する包括連携協定書

館山市(以下「甲」という。)と大塚製薬株式会社(東京支店扱い:以下「乙」という。)は、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携と双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、市民の健康増進及び災害対策の推進等を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 市民の健康づくりに関する事項
- (2) 食育の推進に関する事項
- (3) 熱中症予防に関する事項
- (4) スポーツ振興に関する事項
- (5) 教育や青少年育成に関する事項
- (6) 災害時における被災者への支援や協力に関する事項
- (7) その他両者が協議し、必要と認める事項

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、連携事項の詳細については、甲乙合意の上、決定する。

(守秘義務)

第3条 甲及び乙は、前条に規定する取組の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(協定の変更及び解除)

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

2 甲及び乙は、第4条の有効期間にかかわらず、本協定を解除しようとするときは、甲乙

協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

3 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力(暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。)と関係を有していると合理的に認められる場合は、何ら通知をすることなく直ちに本協定を解除できるものとする。

(了承事項)

第6条 甲は、第2条第1項第6号の規定に基づく取組について、乙が事業に支障のない範囲で協力するよう努力するものであることを予め承知する。

(疑義等の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和2年6月23日

甲：千葉県館山市北条1145-1  
館山市

館山市長



乙：東京都千代田区神田司町2-9  
大塚製薬株式会社

東京支店長

